

外国人研究員受入参考資料

本資料は、外国人研究員の受入に際して 参考として頂くために作成したものです。

目 次

I 外国籍の方が日本に入国するために 1ページ
II KEKにおける外国人研究員の受入身分 3ページ
III 外国人研究員の在留資格 4ページ
IV 日本に入国する迄の手続き・在留資格の特定 5ページ
V 日本における入国管理の流れ	
1)「短期滞在」の場合 6ページ
2)「短期滞在」を除く場合 7ページ
1. 教授・文化活動・家族滞在の場合の手続きの流れ 8ページ
2. ・チェックリスト 1. (本人と連絡を取る) 9ページ
・チェックリスト 2. (代理申請) 10 ページ
3. 短期滞在の場合の手続きの流れ 12ページ
VI 入国後のKEK外での手続き 13ページ
1. ・チェックリスト3: KEK外での手続きの 14ページ
・アパート探し	
2. チェックリスト4: KEK内での手続きの 15ページ
VII 帰国前に行うこと 16ページ
VIII 査証免除措置国・地域一覧 17ページ
IX 入国までの単語集. 18ページ



高エネルギー加速器研究機構
共同利用研究推進室
ユーザーズ・オフィス

I 外国籍の方が日本へ入国する為に

日本に入国しようとする外国人は、原則として自国政府の発給する有効な旅券(パスポート)に、日本国政府の発給する査証(ビザ)を受けたものを持参する必要があります。但し、報酬を得る活動を行わない短期の滞在(商用・会議・観光・知人訪問等)のうち、査証免除国・地域からの来訪者については、在外公館で査証を申請することなく上陸申請を行うことができます。中国(香港・台湾を除く)、ロシア、フィリピン等は、査証免除の対象とはなっていないため、日数に関わらず査証取得が必須です。

査証相互免除国・地域の一覧: 16ページ

(外務省 Web) <http://www.tazawa-jp.com/office/visasamen.htm>

査証は、上陸申請のための要件かつ上陸審査における上陸許可の判断材料となるものです。外国にある日本国大使館または総領事館において発給されます。査証は、旅券(パスポート)が有効であるという「確認」と、査証に記載された条件により入国することに支障がないという「推薦」の意味を持っています。100%の保証ではありません。

査証には、**就労や長期滞在を目的とする場合**(日本国内において報酬を得て仕事をする時や、日本国内に90日以上滞在する時など短期滞在に該当しない場合)と、**短期滞在を目的とする場合**(観光・商業・知人や親族訪問等90日以内の滞在で報酬を得る活動をしなない場合)があります。

就労や長期滞在を目的とする場合、「就業査証」、「一般査証」、「特定査証」、「外交査証」、「公用査証」があります。KEKに来る外国人は、就業査証の在留資格は、「教授」・「研究」※1他、一般査証の在留資格は、「文化活動※2」・「家族滞在※3」があります。

※1.在留資格「教授」・「研究」と※2.「文化活動」	
在留期間	教授・研究:3年又は1年 ・ 文化活動:1年又は6ヶ月
必要書類	1. 旅券(パスポート)(単1) ※単:単語(17ページに単語集有り) 2. 査証申請書 1通(ロシア・NIS諸国に方は2通)(単2) 3. 写真 1葉(ロシア・NIS諸国に方は2葉) (単3) 4. 在留資格認定証明書(単4)※4原本及び写し1通 (単5) 中国籍の方はこの他に 5. 戸口簿写し(単6) 6. 暫住証又は居住証明書(申請先の大使館・総領事館の管轄地域内に戸籍を有しない場合)(単7) 注意:申請者の国籍によっては、上記以外に必要とされる書類があります。 各館のホームページ をご参照下さい。

※3. 一般査証「家族滞在」	
在留期間	3年又は1年
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅券(パスポート) 2. 査証申請書 1通(ロシア・NIS諸国[17ページ参照]の方は2通) 3. 写真 1葉(ロシア・NIS諸国の方は2葉) 4. 在留資格認定証明書※4原本及び写し1通 <p>中国籍の方はこの他に</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 戸口簿写し 6. 暫住証又は居住証明書(申請先の大使館・総領事館の管轄地域内に戸籍を有しない場合) 7. 筆問票(在中国公館窓口で入手できます)(単8) <p>注意: 申請者の国籍によっては、上記以外に必要とされる書類があります。各館のホームページをご参照下さい。</p>

在留資格とは？

外国人は、何の目的も理由も無くわが国に入国したり、滞在することはできません。滞在の根拠となる何らかの活動や身分が認められることによって初めて可能となります。外国人が日本で行うことができる活動を類型化したものを「在留資格」といいます。日本に在留する外国人全員が一人1つの「在留資格」を有しています。KEK内の来訪者に対応する在留資格は、概ね「教授」・「文化活動」・「短期滞在」・「家族滞在」です。

外国人は、「在留資格」で定められた期間、在留資格に該当する活動を行うことができますが、在留資格を有さない場合や、認められた活動以外の活動を行うことはできません。

※4. 在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)とは？

外国人が上陸審査の際に我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、入管法上のいずれかの在留資格(短期滞在を除く)に該当する活動である等の上陸の条件に適合していることを証明するために、法務省所管の各地方入国管理当局において事前に交付される証明書です(日本国内の代理人による申請が可能です。詳しくは[法務省入国管理局](#)へ)。

申請者が「在留資格認定証明書」を在外公館に所持して査証申請をすれば、在留資格への該当性及び上陸許可基準への適合性についての審査が終了していることになり、査証発給までの期間が短くなります。「在留資格認定証明書」は、通常在日の代理人(KEK担当者)が地方入国管理局で申請でき、有効期間は、交付の日から3ヶ月です。すなわち同証明書の交付の日から3ヶ月以内に来日し、上陸申請を行わなければなりません。

在留資格認定証明書交付: <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

II. KEKにおける外国人研究員の受入身分

KEKには、共同利用や共同研究をはじめとする用務で外国人研究員が訪れています。その外国人研究員の種類は以下の様になります。

区分	種類	概要	期間	主な経費
1	共同利用研究員	利用申請の結果、許可が与えられた者	数日から数ヶ月	運営費
2	共同研究員 1. 当該研究課題申請による受入 2. 契約書による受入 3. 受入申請書による受入	研究・打合せの為に来訪する者	数日から数ヶ月	外部資金(委託研究・科研費)
3	国際協力研究員			
	・JSPS外国人特別研究員・招へい研究員	JSPSで採択された者	数ヶ月から2年	JSPSより支給
	・協定外国人研究員	KEKとの協定に基づき来訪する者	数日から数ヶ月	所属機関(外国機関)負担
	・外国人来訪研究員	共同研究をする目的で来訪する者で、申請の結果、許可が与えられた者	数日から数ヶ月	所属機関(外国機関)負担
	・短期外国人研究員	機構の規則により、所長会議で採択された者	14日以上90日を超えない期間	運営費交付金
4	協力研究員	機構の研究に協力する研究者	1年以内	
5	会議等出席者	国際会議・シンポジウム等への参加	数日	
6	招へい研究員	機構の規則により所長会議で採択され、機構が採用する者	3ヶ月以上1年以内	運営費交付金

Ⅲ.外国人研究員の在留資格

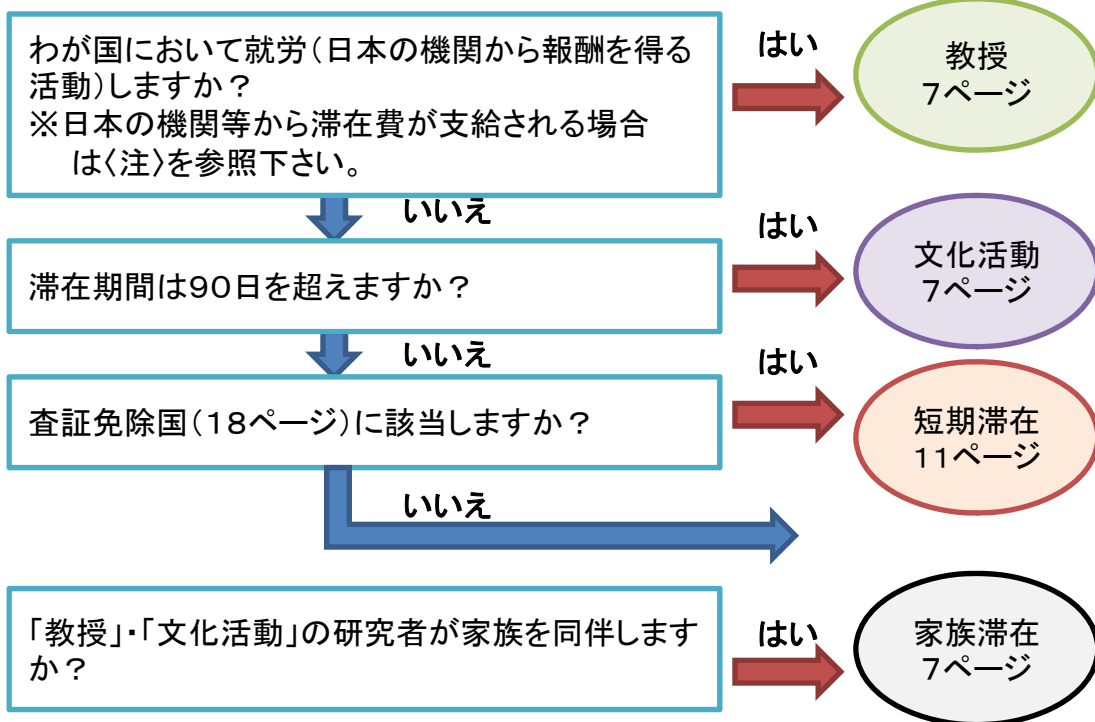
区分	在留資格	活動の内容及び在留期間	KEKの場合について
就労が認められない在留資格	教授	<p>大学又はこれに準ずる機関などで研究、研究の指導又は教育をする活動。</p> <p>在留期間： 3年又は1年</p>	<p>大学共同利用機関において就労する者（報酬を得て研究活動を行う者）の在留資格は全て「教授」となります。</p> <p>日本の研究機関から支給される滞在費から、滞在に必要な実費相当分を引いた時に 手元に滞在費が残る場合は、報酬扱いになり、「教授」の在留資格が与えられます。</p> <p>「教授」は、教育研究員（教授・准教授・助教）、招聘事業による研究者（滞在費が“報酬”に該当する場合）など。</p>
	文化活動	<p>外国の大学の教授、助教授、講師等や外国研究機関から派遣された者が本邦において報酬を受けないで行う調査・研究活動・大学院において教授等の指導の下に無報酬で研究を行う研究生の活動等、該当活動に基づいて収入を得るものではない学術上の活動全てが含まれる。</p> <p>在留期間：1年又は6月</p>	<p>日本側から報酬を得ないで学術上の活動を行う場合で、滞在期間が長期（91日以上）のときに該当します。</p> <p>外国の機関側から本人に支給される給与や滞在費などの収入は、報酬とはみなされません。「文化活動」の者が、報酬を得る活動を行う場合は、別途「資格外活動許可申請」の手続きが必要です。</p> <p>「文化活動」は、共同研究者、共同利用者、招聘事業による研究者（滞在費が「報酬」に該当しない場合）など。</p>
	短期滞在	<p>観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習・会合への参加、業務連絡などが行えます。商談や契約の調印、宣伝、市場調査などできます。</p> <p>在留期間：90日・30日又は15日</p>	<p>日本側から報酬を得ない研究活動やその他の学術交流活動を行う場合で、滞在期間が短期（90日以内）のときに該当します。</p> <p>在留資格「短期滞在」の者は、報酬を得る活動を行えません。（資格外活動申請は出来ません）</p> <p>「短期滞在」は、共同研究者・共同利用者・研究集会の参加者、打合せ・表敬・外部評価のための来訪者や招聘事業による研究者（滞在費が「報酬」に該当しない場合）など。</p>
	家族滞在	<p>上記等の在留資格（短期滞在と研修を除く）をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子。</p> <p>在留期間：3年、2年、1年、6月又は3月</p>	<p>「教授」又は、「文化活動」の在留資格を有する研究者が同伴する家族が該当します。</p> <p>在留資格「家族滞在」の者は、報酬を得る活動を行えません。（資格外活動許可を申請することはできません）</p>

IV. 日本に入国するまでの手続き

受入れが決定したら、以下の手順で入国手続きを進めて下さい。

1. 在留資格を特定する。査証や在留資格認定証明書が必要かどうか確認する。
↓
2. 在留資格認定証明書の交付申請をする。(該当する場合)
↓
3. 本人が在外公館で査証の申請手続きを行う。(該当する場合)
↓
4. 入国する。

● 在留資格の特定。

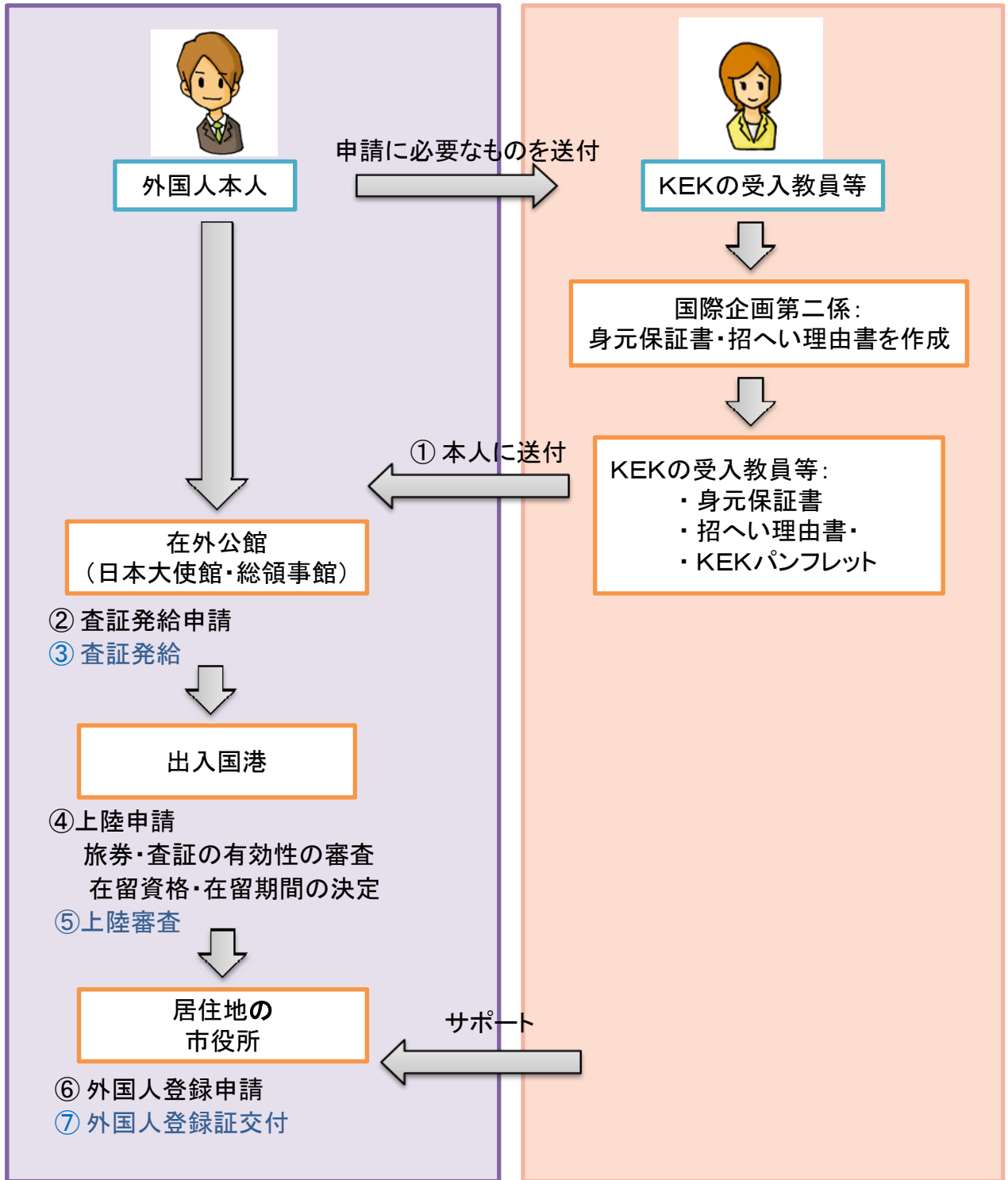


<注>「報酬」の考え方について。

滞在費は、本来「報酬」ではありません。しかし、日本の研究機関等から滞在費が支給される場合その滞在費から、滞在に必要な経費の実費相当分(旅費・生活費・宿泊費・研究経費)を差し引いても滞在費が研究者の手元に残ると考えるときは、「報酬」扱いとなります。例えば、JSPS外国人招聘事業(特に長期)は、「教授」の在留資格が認められることが一般的です。受入れ側で判断に迷う時は、入国管理局に問合せましょう

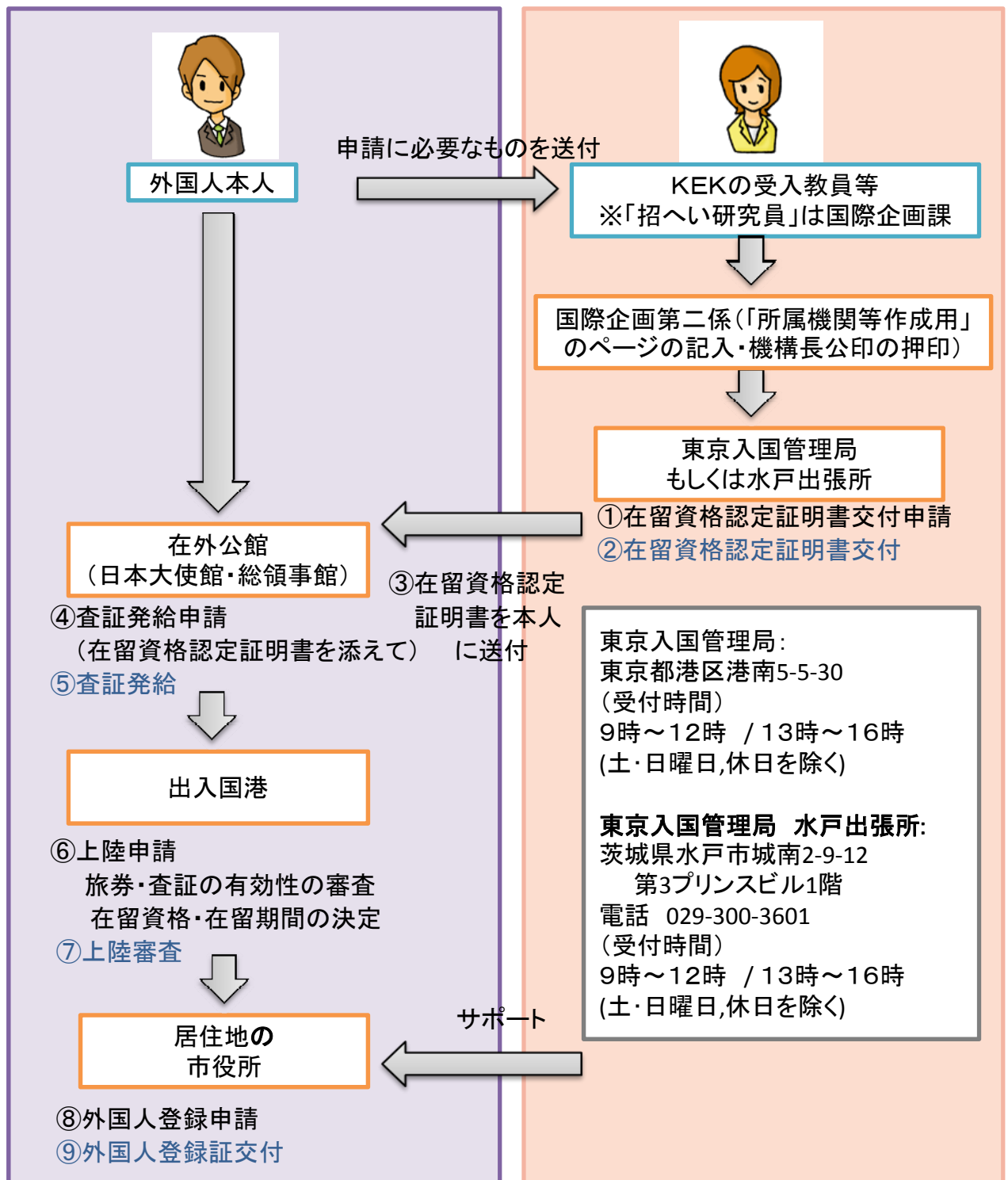
V.日本における入国管理の流れ

1) 在留資格「短期滞在」の場合 (①から⑦まで)

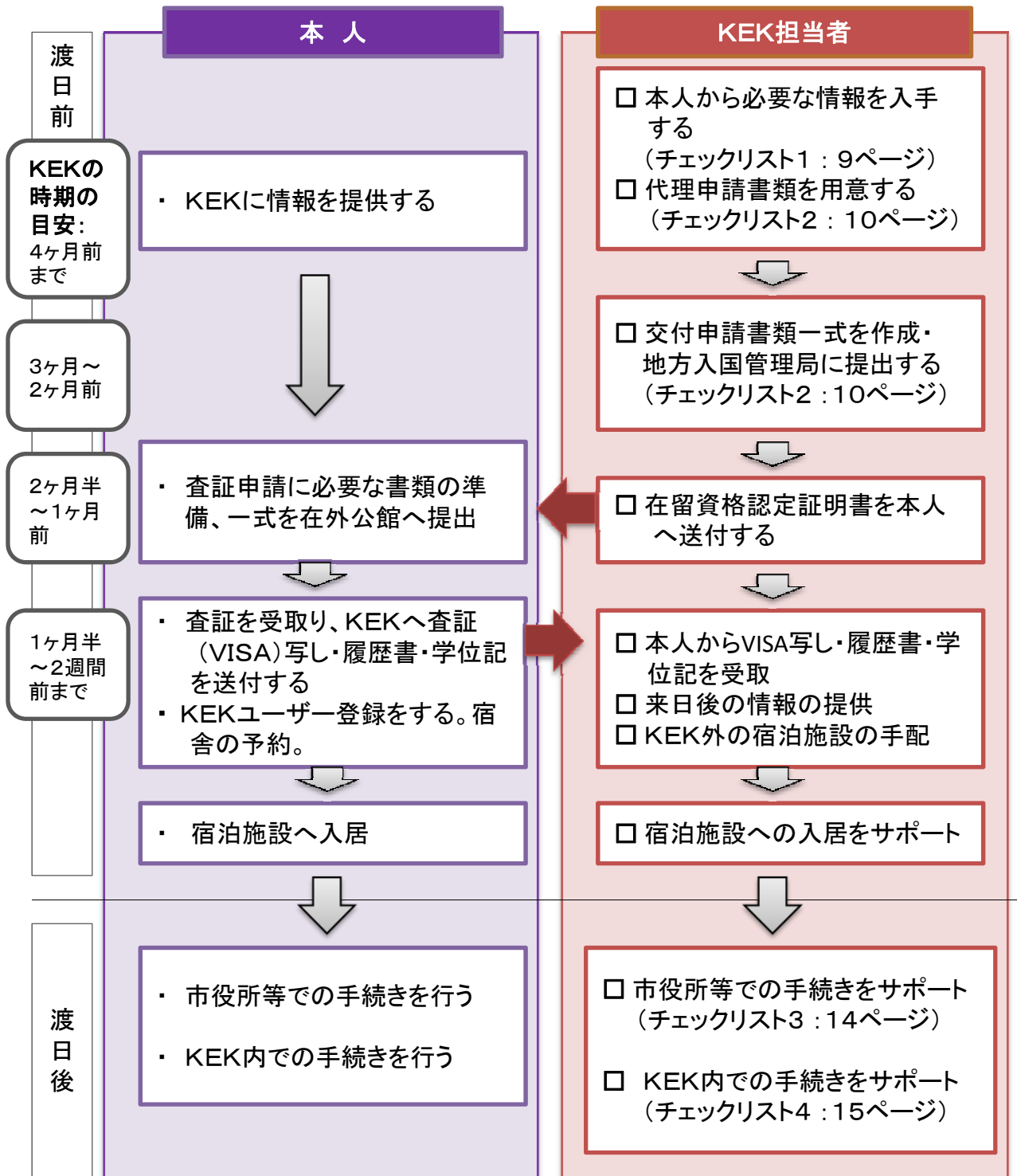


日本における入国管理の流れ

2) 在留資格「短期滞在」を除く場合 (①から⑨まで)



1. 在留資格「教授」・「文化活動」・「家族滞在」の場合の手続きの流れ (いつ、本人・KEK担当者、何をするか)



2. チェックリスト

・チェックリスト1. (本人と連絡を取る、必要書類の請求)

在留資格「教授」・「文化活動」・「家族滞在」

チェック	本人から受け取る物、確認する項目	備考
<input type="checkbox"/>	・パスポートのコピー	正確な名前の確認
<input type="checkbox"/>	・顔写真(4×3cm) 1枚	JPEGファイルで受取る
<input type="checkbox"/>	・所属機関の所在地・住所・連絡先	
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書の送付先	
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書交付申請の記入項目 (配偶者の有無・出生地・居住地・査証申請予定地・出入国歴・犯罪歴・在日または同伴家族の有無)の情報を得る	添付1を参照下さい (英語連記)
チェック	同伴家族がある場合、追加書類	
<input type="checkbox"/>	・家族の顔写真(1枚)	
<input type="checkbox"/>	・家族のパスポートのコピー	
<input type="checkbox"/>	・結婚証明書写し(配偶者)(単9)	
<input type="checkbox"/>	・出生証明書写し(子供)(単10)	

在留資格認定証明書交付申請書(外務省ホームページ):

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html>

・チェックリスト2. (在留資格認定証明書を代理申請する)

 在留資格「教授」

チェック	項目	備考
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書交付申請書 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html	様式その1、その2
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書交付申請書の三枚目「所属機関作成用」	作成、機構長印をもらう
<input type="checkbox"/>	・顔写真(3×4cm) 1枚	JPEGファイルで受取る
<input type="checkbox"/>	・雇用予定証明書の作成:「証明書交付願い」作成し共済福祉係に提出(受入教官が記入) 招聘研究員は作成不要	「証明書交付願い」に必要事項を記入し、共済労務係に提出 http://www-local.kek.jp/jinji/kouhunegai.pdf
<input type="checkbox"/>	・KEKパンフレット	広報室にあります

 在留資格「文化活動」

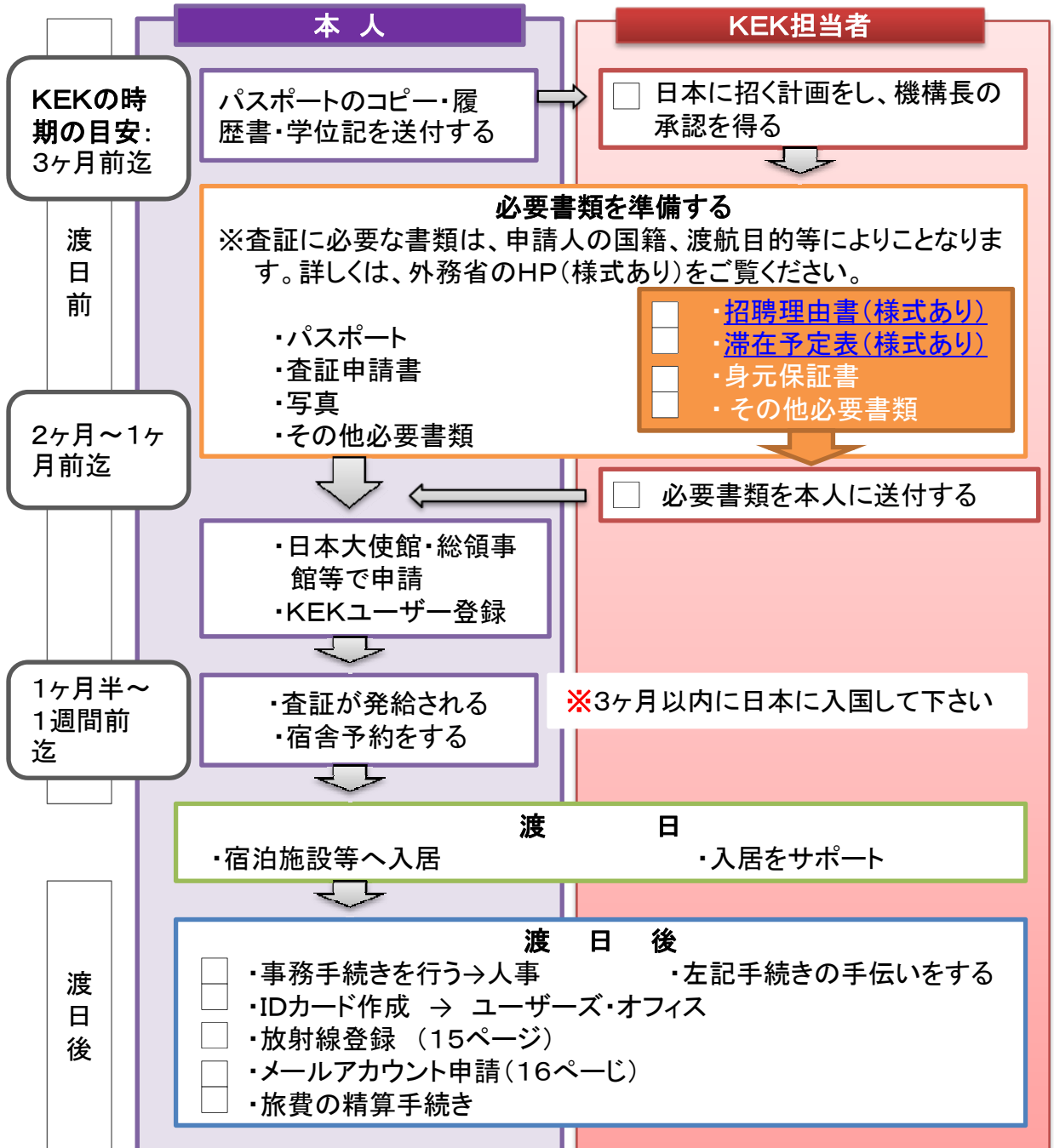
チェック	項目	備考
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書交付申請書	様式その1、その2
<input type="checkbox"/>	・「所属機関作成用」を作成、機構長印	国際企画第二係担当
<input type="checkbox"/>	・顔写真(3×4cm) 1枚	JPEGファイルで受取る
<input type="checkbox"/>	・invitation letter	
<input type="checkbox"/>	・雇用予定証明書	
<input type="checkbox"/>	・KEKパンフレット	広報室にあります

 在留資格「家族滞在」

チェック	本人から受け取る物、確認する項目	備考
<input type="checkbox"/>	・在留資格認定証明書交付申請	
<input type="checkbox"/>	・顔写真(4×3cm) 1枚	JPEGファイルで受取る
<input type="checkbox"/>	・結婚証明書(写し)(配偶者) ・出生証明書(写し)(子供)	扶養者として身分関係を明らかにするいずれかの文書
<input type="checkbox"/>	・扶養者のパスポートの写し	既に在留している場合は、在留資格認定証明書の写し
チェック	本人が先に来日した後で、家族を呼び寄せる場合には、上記の他に下記追加書類が必要です	
<input type="checkbox"/>	扶養者が、在留資格「教授」・「文化活動」の場合 ・在職証明書	扶養者職業または収入を示す書類

3. 在留資格「短期滞在」の場合の手続の流れ

- 短期滞在のうち、「査証免除措置国・地域一覧」の国籍を有する研究者は、査証申請の手続きは必要ありませんので、パスポート(有効期限を確認)を持参して入国して下さい。
外務省: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>
- 査証が必要な場合は、以下の手順で入国して下さい。



VI 入国後機構外での手続き

	外国人登録	国民健康保険への加入	銀行口座の開設
手続き場所	つくば市役所 1階 外国人登録窓口 電話:029-883-1111	つくば市役所 1階 国保年金課	常陽銀行(大穂) 電話:864-2911 郵便局(大穂) 電話:864-0260
手続き時期	入国後90日以内	外国人登録後	外国人登録後
滞在期間	90日以上滞在する者 (義務)	1年以上(1年以上の在留 資格者でほかの健康保険 に加入していない場合) (義務)	
手続き完了 迄の期間	約3週間	即時 (本人か同居の親族が手 続きをする場合)	通帳は即時発行 カードは約1~3 週間後に郵送さ れます)
交 付	平日の8時30分から 17時15分 (本人か同居の親族が外国人 登録証を取るに行く)		
必要書類	・パスポート(旅券) ・写真(4.5cm×3.5cm) 6ヶ月以内撮影した物 ※16歳未満は不要 ※デジタルカメラでの撮影可 能、但し写真用紙で印刷	外国人登録証及び外国人 登録現票記載事項証明書	外国人登録証及 び外国人登録現 票記載事項証明 書
手数料	無料	無料	無料
書類& 備考	外国人登録証が発行される までに日数がかかります。国民 健康保険加入及び銀行等 口座開設を行う為に「外国人 登録現票記載事項証明書」の 発行を依頼して下さい。	国民健康保険資格取得・ 喪失・変更届書 注意:被保険者氏名記入 欄1に世帯主名をローマ 字等で記入、2にフルガナ を入れて下さい。	銀行・郵便局口 座の暗証番号 (Personal Identification Number)4ケタが 開設時必要です
英語対応	可能	可能	出来ません

1. チェックリスト3. (KEK外で本人が行う手続き)

チェック	書類・手続き	手続き先
<input type="checkbox"/>	・外国人登録	つくば市役所 外国人登録窓口
<input type="checkbox"/>	・国民健康保険加入(1年以上滞在の場合)	つくば市役所国民年金課
<input type="checkbox"/>	子供に関して ・保育所入所申請 ・幼稚園入所申請・終了届 ・小学校入所申請・終了届	つくば市役所子供課 もしくは各施設
<input type="checkbox"/>	・銀行口座の開設	常陽銀行等
<input type="checkbox"/>	・運転免許証の切替	水戸運転免許センター

アパート探し

- ① 希望の地域・間取り・予算をふまえ物件探しをする。
- ② 希望物件が見つかったら業者に連絡をして下見をする。
- ③ 不動産契約を結ぶ。
- ④ 電気・ガス・上下水道の使用申込手続き。
- ⑤ 電気・ガス・上下水道の振込手続きをする。

生活ガイドに情報がありますので、ご参考にして下さい。

・賃貸物件について;

<http://www.kek.jp/RSO/living/FindingHousing.html>

・電気・ガス・上下水道について:

http://www.kek.jp/RSO/?life_in_tsukuba.html

2. チェックリスト4. (KEK内で本人が行う手続き)

人事関係の必要書類は、人事労務課HPの「手続き・様式一覧」内に有ります。

※人事関係の書類の受取・提出は、受入教官又は担当者が行って下さい。

チェック	書類・手続き	提出先
<input type="checkbox"/>	・雇用契約を結ぶ	人事第1係
<input type="checkbox"/>	・通勤届、住居届	教員:人事第1係 教員以外:第2係
<input type="checkbox"/>	・給与の口座振込・申出・変更・申請書	給与係
<input type="checkbox"/>	・旅費・立替金の口座登録・変更依頼書	経理課資産管理係
<input type="checkbox"/>	・振込依頼書	共済福祉係
<input type="checkbox"/>	・緊急時連絡先届	労務係
<input type="checkbox"/>	・組合員資格取得届	共済福祉係
<input type="checkbox"/>	・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	人事第1係
<input type="checkbox"/>	・新人紹介コーナー原稿	人事第1係
<input type="checkbox"/>	・IDカード作成	
放射線従事者になる人		
<input type="checkbox"/>	1. 登録手続き ・放射線業務従事者認定願 ・放射線に関する教育・訓練等の経歴に関する調書	放射線管理室
<input type="checkbox"/>	2. 従事前の健康診断を受ける ※放射線業務従事者認定願を提出後	安全衛生係
<input type="checkbox"/>	3. 従事教育訓練を受ける	放射線管理室
<input type="checkbox"/>	4. 身分証明書 & IDカードにデーターを書き込んでもらう	放射線受付
車・バイク・自転車でKEKに入構する人		
<input type="checkbox"/>	車両入構登録証兼入出ゲート交付申請	インフォメーションセンター

チェック	書類・手続き	提出先
<input type="checkbox"/>	自動車保管場所使用承諾証明書発行依頼 (KEK外国人宿舍の駐車場使用の場合)	ユーザース・オフィス
<input type="checkbox"/>	KEKメールアドレス取得 http://ccwww.kek.jp/ccsupport/application-list.html ・「ユーザーアカウント申請」 ・「センター計算機システム利用登録書」	計算科学センター事務室

VII. 帰国前に本人が行うこと(手伝い)

■ KEKで行うこと		
チェック	項目	手続き場所
<input type="checkbox"/>	・身分証明書返却	人事第1係
<input type="checkbox"/>	・車両入構証の返却	安全衛生係
<input type="checkbox"/>	・メールアドレス末梢 「ユーザーアカウント末梢申請書」	計算科学センター事務室
■ つくば市役所で行うこと		
<input type="checkbox"/>	・国民健康保険の精算と資格喪失届を提出	つくば市役所
■ その他		
<input type="checkbox"/>	・銀行・郵便局口座の解約	銀行・郵便局
<input type="checkbox"/>	・公共料金、家賃の精算	
<input type="checkbox"/>	・自分名義の車・オートバイの名義変更・廃車・売買契約	
<input type="checkbox"/>	・外国人登録証明書	空港で

Ⅶ 査証免除措置国・地域一覧 (2010年4月現在)

アジア地域		中近東地域		欧州地域	
国・地域	滞在期間	国・地域	滞在期間	国・地域	滞在期間
シンガポール	3ヶ月以内	イスラエル	3ヶ月以内	フィンランド	3ヶ月以内
ブルメル	14日以内	トルコ	3ヶ月以内	フランス	3ヶ月以内
韓国	90日以内	欧州地域		ブルガリア	90日以内
台湾	90日以内	アイスランド	3ヶ月以内	ベルギー	3ヶ月以内
香港	90日以内	アイルランド	6ヶ月以内	ポーランド	90日以内
マカオ	90日以内	アンドラ	90日以内	ポルトガル	3ヶ月以内
北米地域		イタリア	3ヶ月以内	マケドニア旧ユーゴスラビア	3ヶ月以内
アメリカ	90日以内	エストニア	90日以内		
カナダ	3ヶ月以内	オーストリア	6ヶ月以内	マルタ	3ヶ月以内
中南米地域		オランダ	3ヶ月以内	モナコ	90日以内
アルゼンチン	3ヶ月以内	キプロス	3ヶ月以内	ラトビア	90日以内
ウルグアイ	3ヶ月以内	ギリシャ	3ヶ月以内	リトアニア	90日以内
エルサルバドル	3ヶ月以内	クロアチア	3ヶ月以内	リヒテンシュタイン	6ヶ月以内
グアテマラ	3ヶ月以内	サンマリノ	3ヶ月以内	ルーマニア	90日以内
コスタリカ	3ヶ月以内	スイス	6ヶ月以内	ルクセンブルク	3ヶ月以内
スリナム	3ヶ月以内	スウェーデン	3ヶ月以内	英国	6ヶ月以内
チリ	3ヶ月以内	スペイン	3ヶ月以内	アフリカ	
ドミニカ共和国	3ヶ月以内	スロバキア	90日以内	チュニジア	3ヶ月以内
バハマ	3ヶ月以内	スロベニア	3ヶ月以内	モーリシャス	3ヶ月以内
ホンジュラス	3ヶ月以内	チェコ	90日以内	詳しい内容は、外務省のHPをご覧ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html	
メキシコ	3ヶ月以内	デンマーク	3ヶ月以内		
太平洋地域		ドイツ	6ヶ月以内		
オーストラリア	90日以内	ノルウェー	3ヶ月以内		
ニュージーランド	90日以内	ハンガリー	90日以内		

IX. 入国手続きまでの単語集

ページ	単語番号	日本語	英語
1ページ	単1	旅券	passport
	単2	査証申請書	Visa application form
	単3	写真	Photograph
	単4	在留資格認定証明書	Certificate of Eligibility
	単5	原本及び写し	The original and copy
	単6	戸口簿写し	Copy of the Chinese Family register
	単7	暫住証又は居住証明書	Temporary Residence Permit or Residence Certificate
2ページ	単8	筆問票	Questionnaire
8ページ	在留資格認定証明書申請書の作成で使われる英単語は、申請書が英語併記の為載せていません。 http://www.moj.go.jp/content/000052343.pdf 		
10ページ	単9	結婚証明書	Marriage certificate
	単10	出生証明書	Registration of a Birth ・ Birth certificate

NIS諸国とは、ソ連邦崩壊後、12ヶ国(バルト3国を除く)が国際機構を創設しNIS諸国 (New Independent States independent states)と呼ばれるようになってます。
 アゼルバイジャン共和・アルメニア共和・ウクライナ・ウズベキスタン共和国
 カザフスタン共和国・キルギス共和国・グルジア・タジキスタン共和国
 トルクメニスタン・ベラルーシ共和国・モルドバ共和国・ロシア連邦